

入札執行公告

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び下田市契約規則（昭和 41 年下田市規則第 16 号。以下「規則」という。）第 3 条の規定により公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び入札執行公告（共通事項）により行うものとする。この入札は、静岡県電子入札システムにより執行する。

令和 8 年 9 月 4 日

入札執行者 下田市長 松木 正一郎

（個別事項）

- 1－1 公 告 日 令和 8 年 9 月 4 日
- 1－2 入札執行者 下田市長 松木 正一郎
- 1－3 この入札に関する事務を担当する機関
〒415-8501 静岡県下田市河内 101 番地の 1
下田市役所 財務課検査係 電話 0558-22-3912

1－4 工事内容等

入札番号	下財第 35 号
工事名	令和 8 年度 5 号井導水管改良工事
工事場所	下田市 河内 地内
工事概要等	施工延長 L=61.8m 水道導水管布設工 水道配水用ポリエチレン管 φ100 L=60.0m K 形ダクタイル鋳鉄管 φ200 L=1.6m
工 期	令和 9 年 2 月 15 日限

1－5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

下田市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件を全て満たしていることについての確認を受けたものであること。

条 件	左記の詳細
①下田市建設工事競争入札参加資格の登録工種	水道施設工事業（建設業法第 3 条第 2 項に定められた 29 業種の中から選択）の登録があり、水道施設工事業に係る特定建設業又は一般建設業の許可を受けているもの。
②経営事項審査の総合数値	制限無し
③営業所の所在地	下田市内に主たる営業所（本店・本社のことをいう。）があること。
④同種工事の施工実績	制限無し

⑤右に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。	入札執行日以前に3か月以上の雇用関係があること。
⑥配置予定技術者が営業所の専任技術者でないこと。	不要 ・要の場合は建設業の許可申請書の様式八号(1)又は(2)及び別紙四の写し。
⑦右に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 (当該工事の設計書が委託作成された場合)	該当無し
⑧その他の条件	入札公告「共通事項」2-1記載のとおり 1次下請けまでの業者に社会保険等の加入を義務付けること。

1-6 入札日程

入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出	公告の日の翌日から令和8年9月11日（金）まで。 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） ＜電子入札システムの場合＞午前9時から午後5時まで。 ただし、最終日は午後4時まで。 ＜持参の場合＞午前9時から午前12時及び午後1時から午後5時まで。ただし、最終日は午後4時まで。 （申請書及び資料は、各2部（正本1部、副本1部）及び長3号封筒（簡易書留料金を含む切手460円貼付）を併せて下田市財務課検査係に持参すること。） ※提出資料については、入札執行公告「共通事項」参照 ※原則、電子入札システムにより提出すること。	共通事項2-2
入札参加資格の確認通知	申請書受付最終日から2日以内に電子入札システムにより通知する。（持参の場合は郵送により通知する。） （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	
入札参加資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から令和8年9月16日（水）まで。 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	共通事項2-4
上記の回答期限	令和8年9月17日（木）まで。 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	共通事項2-4
設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の縦覧期間	公告の日から入札執行日の前日まで。 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 設計図書等の交付は原則PPIにより交付する。	共通事項2-3
設計図書等に対する質問受付期間	公告の日から令和8年9月15日（火）まで。 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	共通事項2-3
上記質問の回答期間	質問受付日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 電子入札システムに回答を掲載する。	共通事項2-3
入札書及び工事費内訳書受付期間	令和8年9月18日（金）から令和8年9月24日（木）まで。 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午後4時まで。	共通事項2-5
開札日時	（1回目） 令和8年9月25日（金） 午前10時00分 （再度入札の場合） 令和8年9月28日（月） 午前10時00分	

※紙による申請等は発注者の承認が必要

1-7 その他

最低制限価格等の設定	有（地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の適用有り）
前払金及び中間前払金	下田市建設工事執行規則第 47 条による。
部分払	下田市建設工事執行規則第 50 条による。
契約書作成	要
火災保険付保の要否	不要
当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
その他（該当する場合は記載）	

「共通事項」

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

下田市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件を全て満たしていること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
下田市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定工種は入札執行公告（個別事項）に記載）
建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく許可を受けている者であること。 （許可の種類は入札執行公告（個別事項）に記載）
対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者が適正であること。 （適正かどうかの条件は入札執行公告（個別事項）に記載）
入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出日から落札決定までの期間に、下田市建設工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（令和 6 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは、下田市建設工事競争契約入札心得（平成 8 年下田市規程第 2 号。以下「入札心得」という。）第 10 条の規定に抵触するものではないことに留意すること。 ①資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は、再生手続が存続中の会社である場合は除く。 1）親会社と子会社の関係にある場合 2）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 ②人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 1）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 2）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

2-2 入札参加資格の確認

（1）入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出は原則、静岡県電子入札システムによる電送とするが、電子ファイルの容量により電送できない場合や、紙媒体による提出について発注者の承諾を得た場合は、持参することができる。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(2) 入札参加資格の確認等

入札参加資格確認基準日	申請書の提出日
申請書	様式第1号
入札参加資格の確認	申請書及び資料の提出日を入札参加資格の確認基準日とし、その結果を通知する。期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。指定する期限までに以下の資料（添付資料含む）を作成の上、提出期限の日までに提出すること。ただし、入札公告（個別事項）1－5に記載されている、④同種工事の施工実績において、条件に制限が無い場合は、同種工事の施工実績（様式第2号）の提出をしなくてもよい。 1）同種工事の施工実績（様式第2号） 2）配置予定技術者等の資格・工事経験（様式第3号） 3）許可等の状況
同種工事の施工実績の確認	同種工事の施工実績を確認できる書類を添付すること。 ・工事カルテ（CORINS）の写し又は同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し等（上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告（個別事項）1－5に記載）
配置予定技術者等の資格・施工経験の確認	様式第3号に1－5に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の施工経験を記載すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することができる。 専任を開始する日に、申請のあった配置予定技術者を配置できない場合やCORINS等により配置予定の技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則、契約しない、又は契約を解除する（契約前にあっては、入札保証金に相当する額を、契約後にあっては、契約保証金に相当する額を違約金として支払わなければならない。なお、これらの場合、下田市は一切の損害賠償の責を負わない）。 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や、従事している工事の未完成等により技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は入札参加停止を行う場合がある。 配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を添付すること。 ・法令による免許については、免許を証する書面の写し。 ・当該技術者との雇用関係を証する書面（監理技術者資格者証、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの）の写し。 ・監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の写し及び「監理技術者講習修了証」の写し。 同種工事の施工実績を確認できる書類を添付すること。 ・工事カルテ（CORINS）の写し等。
経営事項審査結果通知書の写し	建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの）の写し。

- ・申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ・提出された申請書及び資料は、公表しない。
- ・申請書及び資料に用いる言語は、日本語とする。

2-3 設計図書等について

交付等の方法	入札執行公告（個別事項）に記載
質 問	電子入札システムによる。
質問に対する回答	電子入札システムによる。

2-4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	電子入札システムによる。
発注者の回答方法	電子入札システムによる。

2-5 入札の方法等

入札の方法	電子入札システムによる。ただし、やむを得ない場合で発注者の承認を得たときは書面を持参して入札できる。 ＜電子入札システムによる場合＞電子入札システムにより入札書・工事費内訳書を提出すること。 ＜持参による場合＞事前に発注機関の承認を得て、開札日時に財務課検査室に以下の書類を提出すること。 ・入札書 ・委任状（代理人の場合） ・入札参加資格確認通知書 ・工事費内訳書
その他注意事項	①郵送による入札は認めない。 ②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③入札執行回数は、2回を限度とする。

2-6 工事費内訳書

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

受 付	＜電子入札システムによる場合＞ 入札書等受付期間に準じる。 ＜持参による場合＞ 入札書の提出に準じる。
様 式	PPIにより交付する
取扱い	工事費内訳書は、入札書の添付書類とし、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。

2-7 開札等

開 札	財務課検査室において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
入札の無効	本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び現場説明（現場説明を行う場合）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに当該工事の工事費内訳書に不備があるときは、当該入札を無効とする。 なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、落札決定までの間に、入札参加停止を受けた場合には、当該入札は無効とする。
落札者の決定方法	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項及び施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した工事にあつては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

2-8 その他

入札保証金及び契約保証金	①入札保証金 免除 ②契約保証金 下田市建設工事執行規則第 13 条による。
契約書の作成	①契約の締結に当たっては、契約書（仮契約書（要議決工事の場合））を作成しなければならない。 ②契約は、市議会の議決があつたときに成立する。〔要議決工事の場合〕
その他	①代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の I C カードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合等、I C カードの不正使用が確認された場合には、入札参加停止を行うことがある。また、契約後に I C カードの不正使用が確認された場合には、契約解除を行うことがある。 ②電子入札システムの障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。 ③入札参加者は、入札心得を遵守すること。 ④専任の配置技術者が必要な工事の場合、落札者は様式第 3 号に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。 ⑤契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 ⑥申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。 ⑦落札決定後に入札参加停止措置があつた場合の取扱いについては、以下のとおりとする。 1) 落札決定後から契約締結までの間に落札者が下田市から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。 2) 議会の議決を要すべき契約においては、仮契約の締結前に下田市から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を締結せず、仮契約の締結後から議会の議決前に下田市から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。 3) 1 又は 2 により契約を締結しない取扱いとした場合については、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。 ⑧その他詳細不明の点については、財務課検査係へ連絡すること。